

「従業員側の要求は合一萬百圓の權」會振附は六千七百五十
 會振附は六千七百五十圓の權」六月三十日自働車買取費を發給
 即味武平六月二十八日（十六日）に歸附
 一、業務費の補助費
 二、公取出張費金際會振費
 三、公取出張費金際會振費
 四、公取出張費金際會振費
 五、公取出張費金際會振費
 六、公取出張費金際會振費
 七、公取出張費金際會振費
 八、公取出張費金際會振費
 九、公取出張費金際會振費
 十、公取出張費金際會振費

法人 對議會福岡出張所

法人 協同會福岡出張所

圓を主張したるも妥協するに至らず、越へて七月一日二日
 四日と引續き接衝するところありたるも夫々主張を固持して
 纏らず遂に決裂状態となつたので、従業員側に於ては直方市
 大正町に争議團事務所を設け六日一昭和バス争議團本部の
 看板を掲げた。而して乗客運賃は従來下請人で取纏め毎日會
 社に納入してゐたが、七月五日より争議解決迄納入せざるこ
 とにし之を郵便貯金として保管し其の旨會社宛通告したので
 ある。
 次いで六、七兩日には聲明書傳單等を沿道一帶に配布して一
 般の同情を求むると共に一方争議團長以下各役員を選定して
 陣容を整へ、尙八、九兩日に亘りピラ、傳單等を以つて會社
 幹部（社長、顧問）の人身攻撃をなすに至つた。
 會社側に於ては乗客運賃の不納に對しては七月八日所轄警察